

静岡県告示第704号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (1) 道路			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
一般国道301号	浜松市北区と湖西市との境界から県道新居浜名線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。)	(略)	一般国道301号	浜松市 <u>浜名区</u> と湖西市との境界から県道新居浜名線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。)	(略)
(2) (略)			(2) (略)		

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

(1) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)		
一般国道301号	県道新居浜名線との交差点から浜松市西区と湖西市との境界までの区間	(略)

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

(1) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)		
一般国道301号	県道新居浜名線との交差点から浜松市 <u>中央区</u> と湖西市との境界までの区間	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。